

令和元年度

一年のあゆみ

茨城県消費生活センター

目 次

I 沿革	3
II 茨城県消費生活センターの概要	8
1 設置の目的	8
2 施設の概要	8
3 事務事業体系	9
III 年度別運営状況	10
IV 消費者啓発	11
1 啓発講座	11
(1) いばらき 暮らしのセミナー	11
(2) 消費者教育啓発講座	11
(3) 消費生活相談員等養成講座	12
(4) 夏休み親子生活教室	12
2 情報提供・広報	13
(1) 高齢者見守り事業	13
(2) 若者向け悪質商法被害防止キャンペーン	13
(3) 相談速報発行／緊急情報の発信等	13
(4) 報道機関等への情報提供	14
(5) メールマガジンの配信	15
3 啓発機材等の貸出し	16
V 消費生活相談	17
1 相談概要	17
(1) 茨城県内の相談件数の推移	17
(2) 苦情相談の状況	17
(4) 月別相談受付件数	19
(5) 相談方法別・相談者性別受付件数	19
(6) 相談者・契約当事者年齢別性別（苦情）	20
(7) 商品別・内容別分類（苦情）	21
(8) 主な商品とサービス等（苦情）	22
(9) 年齢別主な商品とサービス等（苦情）	22
(10) 販売購入形態別受付状況	23
(11) 販売購入形態別 上位商品・サービス等（苦情）	24
(12) 契約当事者年齢別，販売購入形態別（苦情）	24
(13) 特徴的な相談	25
① デジタルコンテンツに関する契約当事者の年齢別性別相談件数（苦情）	25
② スマートフォンに関する契約当事者の年齢別性別相談件数（苦情）	25
③ 多重債務に関する契約当事者の年齢別性別相談件数（苦情）	25
(14) 市町村別相談受付状況	26
(15) 処理結果の推移（苦情）	27
(16) 個人情報に関する相談	28
2 相談体制の充実・機能強化	29
(1) スキルアップ等研修	29
(2) 市町村消費生活相談員への支援	29
① 経由相談	29
② 巡回支援	29
③ 新任相談員研修	30
④ 地区別研修会	30
VI 商品テスト	31
1 苦情テスト	31
2 実習指導	31
3 技術指導	31

Ⅶ 参考資料	32
茨城県消費生活センター運営要綱.....	32
いばらき 暮らしのセミナー実施要領.....	33

I 沿革

- 昭和42年9月1日 県民室に専管機構として消費生活係が誕生。
- 44年11月1日 婦人会館内に消費生活センターを設置し、消費者啓発、商品テスト、苦情相談の処理及び展示事業等を実施する。
- 47年6月1日 機構改革により生活福祉部県民福祉課に消費生活班が設置され、消費生活協同組合の育成指導、貯蓄奨励、家庭用品品質表示法、不当景品類及び不当表示防止法施行事務を新たに担当した。
また、地方福祉事務所が生活福祉事務所に改組され、生活課において消費者行政を所掌した。
- 48年12月25日 石油ショックによるモノ不足、物価高騰に対処するため、県民福祉課から独立して消費者生活対策室が設置された。
- 49年4月1日 消費生活対策室を消費生活課に改め、4係13名となった。茨城県県民生活の緊急安定対策に関する条例を施行する。
- 50年1月5日 消費生活センターが水戸駅前三井ビル3階に移転、研修室、テスト室及び展示室等施設面の充実を図った。
- 6月1日 消費生活センターに啓発相談課と商品試験課を設け、体制整備を図った。
- 51年2月1日 県民生活の緊急安定対策に関する条例を廃止し、消費者行政の基本となる茨城県消費者保護条例を施行した。(50.12.26制定)
- 6月1日 機構改革により地方総合事務所が設置され、生活商工課生活第一係(生活係)において消費者行政を担当することになった。
- 52年4月1日 3地方総合事務所に各1名の消費生活相談員を配置し、苦情処理体制の充実を図った。
- 54年5月1日 取手市に消費生活センター取手分室を設置し、消費者啓発、苦情処理体制の充実を図った。
- 55年6月1日 生活関連行政の整備充実を図って、消費生活課、青少年婦人課及び交通安全対策課の3課並びに県民福祉課の旅券発給業務及び文化振興業務を統合して総合県民室を設置した。
- 56年6月1日 鹿行・県南・県西の各地方総合事務所に消費生活センター鉾田・土浦・下館分室を設置。
- 58年2月23日 消費者行政を進めるうえでの指針として「茨城県消費者行政推進方策」を策定した。
- 9月1日 地方総合事務所内の改組により、生活関連行政が生活商工課から総務課に移管され、総務課内に新たに県民室を設置した。
- 59年5月1日 法律的な苦情相談等に対処するため顧問弁護士を委嘱。
- 61年4月1日 総合県民室の改組により県民生活課となる。
- 12月1日 消費生活情報オンラインシステム(パイオネット)稼動開始。
- 62年4月1日 消費生活相談員が1名増員となる。(本センター)
- 11月13日 水戸合同庁舎の新設に伴いその2階に移転し、簡易テスト室、展示室等の拡充が図られた。
- 平成元年4月1日 地方総合事務所に県民生活課を設置した。
- 5月1日 取手分室設立10周年。
- 6月1日 茨城県消費者保護条例の一部改正。(不当取引の防止)
- 11月1日 センター設立20周年。
- 2年9月1日 中東湾岸危機による原油価格上昇等に対処するため、物価ダイヤルを設置。
- 3年7月 食品添加物の全面表示施行。
- 4年4月 新学習指導要領に基づき、学校での消費者教育開始。
- 5年4月1日 機構改革により消費者行政は、生活環境部生活文化課が所掌することとなる。

- 10月 1日 茨城県個人情報保護条例施行。
- 7年 6月 1日 茨城県消費者保護条例の一部改正により「苦情処理委員会」設置される。
- 7月 1日 「製造物責任法（PL法）」の施行。
- 8年 4月 平成7年度相談件数過去最高。（6,343件）
- 11月 21日 訪問販売法の一部改正・施行。（電話勧誘販売・マルチ商法の規制強化）
- 9年 4月 平成8年度相談件数過去最高を更新。（7,646件）
- 10年 2月 パイオネット端末2台目増設。
- 4月 平成9年度相談件数過去最高を更新。（7,789件）
- 4月 1日 消費生活相談員が2名増員される。（土浦分室・下館分室）
- 11年 1月～3月 初めての試みで関東甲信越ブロック悪質商法被害防止共同キャンペーンを実施。
- 1月 14日 パイオネット入力量300万件突破。（国セン発表）
- 4月 平成10年度相談件数過去最高を4年連続更新。（8,293件）
- 10月 改正訪問販売法施行。（継続的役務4業種が規制対象）
- 11月 消費生活センター開設30周年を迎え、展示室を改装。
- 12年 4月 平成11年度相談件数過去最高を5年連続更新。（8,943件）
- 13年 4月 平成12年度相談件数1万件を突破。過去最高を6年連続更新。（10,253件）
- 4月 1日 「消費者契約法」施行。
- 6月 1日 訪問販売法一部改正、名称を「特定商取引に関する法律」に変更。
- 12月 25日 「電子消費者契約法」施行。
- 14年 4月 平成13年度相談件数過去最高を7年連続更新。（12,131件）
- 7月 1日 特定商取引法の一部改正・施行。（電子メールによる商業広告に係る規制）
- 15年 4月 平成14年度相談件数過去最高を8年連続更新。（15,793件）
- 7月 1日 特定商取引法の一部改正施行。（指定商品、指定役務の追加）
- 7月 25日 「貸金業規制法及び出資法の一部改正法（ヤミ金融対策法）」成立。
- 9月 1日 「貸金業規制法及び出資法の一部改正法（ヤミ金融対策法）」改正施行。
（違法な広告勧誘行為の規制、違法な高金利契約の無効化、罰則の強化）
- 16年 1月 1日 特定商取引法の一部改正施行。（特定継続的役務提供の規制対象追加）
「貸金業規制法及び出資法の一部改正法（ヤミ金融対策法）」改正施行。
（違法な取立て行為の規制強化、貸金業登録制度の強化）
- 3月 ホームページ開設。
- 4月 平成15年度相談件数約30,000件、過去最高を9年連続更新。（29,682件）
- 4月 1日 消費生活相談員が3名増員される。（本センター2名・土浦分室1名）
- 6月 2日 「消費者保護基本法」が改正され「消費者基本法」として公布、施行。
- 11月 11日 特定商取引法の一部改正施行。
（悪質業者の規制強化、消費者救済のための民事ルールの整備）
- 17年 4月 平成16年度相談件数約35,000件。過去最高を10年連続更新。（34,998件）
- 4月 1日 消費生活相談員が2名増員される。（本センター2名）
個人情報保護法が全面施行。
- 5月 30日 取手分室が取手駅土地区画整理事業のため同一町内に移転。
- 18年 2月 「偽造・盗難カード預貯金者保護法」施行。
- 2月 メールマガジンを開設。

- 2月 本センターの相談時間を30分延長し17時まで相談窓口を開設。
- 4月 平成17年度相談件数約 26,000 件, 10年連続増加した相談件数が初めて減少。(20,629 件)
- 4月1日 「茨城県消費者保護条例」が「茨城県消費生活条例」として改正施行。
- 5月 ゆうゆうセミナーが開催され, 宇都宮健児弁護士を講師で招き, 「金融トラブルに巻き込まれないために」と題し講演。
- 5月 消費者契約改正, 消費者団体訴訟制度が導入されるのが決まる。
- 7月 ガス瞬間湯沸器の事故が問題化。
- 8月 ガソリンが高騰, 全国平均 16 年ぶり高値。
- 10月 法テラス (日本司法支援センター) オープン。
- 11月 振り込め詐欺による被害額が約 223 億 6400 万円となり, 3 年連続で被害総額 200 億円を超える。
- 12月 貸金業法の改正法成立。
- 19年4月1日 「相談啓発課」と「商品試験課」が統合され「相談試験課」と組織改正。
- 4月 平成18年度相談件数約 18,000 件, 前年度の9割。(18,354 件)
- 5月 消費生活用製品安全法の改正施行。
- 6月 改正消費者契約法が施行され消費者団体訴訟制度が本格始動。
- 7月11日 茨城県多重債務者対策協議会を設置。
- 9月 金融商品取引法が施行。
- 20年4月 多重債務者相談窓口の充実・法律専門家への紹介開始。
- 4月 平成19年度相談件数約 15,000 件, 前年度の約2割減。(15,099 件)
- 9月 高齢者向け悪質商法被害防止キャンペーンを実施。
- 21年4月 消費生活センターが水戸合同庁舎の2階から1階に移転。
- 4月 平成20年度相談件数約 12,400 件, 前年度の約2割減。(12,380 件)
- 4月 新たに金融・証券等専門法律相談, 1級建築士による建築相談, 区市町村の相談員がいつでも弁護士に相談できる随時法律相談を開始。
- 4月 市町村の相談窓口を支援するため市町村消費生活相談支援員1名を配置。
- 9月1日 消費者庁発足。
- 消費者安全法が施行。消費生活センターが法律上位置付けられる。
- 12月 改正特商法、改正割賦販売法が施行 (過量販売、信販会社の不適正与信、ネット通販の返品トラブル等に対する規制強化)。
- 22年1月 市町村消費生活相談支援員が1名増員される。
- 1月12日 消費者ホットダイヤル (0570-064-370) が全国で運用開始。
- 3月31日 取手, 鉾田, 土浦, 筑西の4分室が廃止され, 水戸のセンターに集約される。
- 4月 平成21年度の相談件数 10,347 件。前年度比 16%減。
- 4月1日 消費者教育啓発員1名を配置し, 学校教育における消費者教育を推進。
- 6月18日 改正貸金業法が完全施行され, 借入残高が年収の3分の1以内に制限する総量規制が導入される。
- 23年3月11日 東日本大震災が発生。以降, ガソリン, 屋根工事, 放射性物質関連等の相談が増加した。
- 4月 平成22年度の相談件数 7,051 件。前年度比 32%減。
- 4月1日 市町村消費生活相談支援員が2名増員される (計4名)。
- 8月 和牛預託オーナー制度を運営する(株)安愚楽牧場が東京地裁に対して民事再生手続き開始の申立てを行ったとの報道を受け, 同社に関する相談が急増した。
- 24年4月 平成23年度の相談件数 6,580 件。前年度比 6.7%減。
- 5月 竜巻, 降ひょうによる甚大な被害が県内で発生。災害につけ込んだ悪

	質商法への注意喚起を行った。
8月	消費者教育の総合的・一体的な推進を図ることを目的に、消費者教育推進法が成立。
8月	貴金属等の訪問購入をめぐってトラブルが多発したことを受け、8月に特定商取引法が改正され、同法で規制される7番目の取引類型として「訪問購入」が追加された(H25年2月施行)。
10月	消費者安全法改正に伴い、内閣府に消費者安全調査委員会が発足。
12月	消費者教育推進法施行。
12月	消費者裁判手続き特例法成立。
25年4月	平成24年度の相談件数5,916件。前年度比10.1%減。
7月	カネボウ化粧品、美白化粧品による白斑トラブル発覚。
9月	消費者教育推進法施行に伴い、茨城県消費者教育推進地域協議会を設置。
10月	ホテル、百貨店、レストラン等における食品表示等の不正事案が多発。
12月	アクリフーズ冷凍食品の農薬混入事案発覚。
26年3月	消費者教育推進法に基づき、茨城県消費者教育推進計画を策定。
4月1日	主任消費生活相談員制度を新たに定め(3名)、併せて日曜日の電話相談を開始した。
4月	平成25年度の相談件数5,467件。前年度比7.6%減。
6月	不当景品類及び不当表示防止法・消費者安全法の一部改正。
7月	(株)ベネッセコーポレーションが保有する顧客の個人情報的大量に流出する事案が発覚。これに便乗した流出情報の削除をうたう不審な勧誘が発生。
27年1月	商品先物取引法施行規則が改正され、条件を満たす消費者に不招請勧誘が可能となる。
3月	繊維製品品質表示規程が改正され、ISO規格と同じ表示と同じ絵表示となる。
4月	平成26年度の相談件数5,789件。前年度比5.9%増。
4月	越境消費者センターが消費者庁から国民生活センターに移管される。
4月	食品の機能性表示制度が新たに始まる。
5月	ウイルスメールによる不正アクセスにより日本年金機構から大量の個人情報が流出する事案が発覚。
5月	電気通信事業法が改正され、電気通信サービスに初期契約解除制度や書面交付義務が導入された。
7月	消費者ホットラインが3ケタの「188」となる。
9月	東日本・東北豪雨が発生。県内では、小貝川堤防からの越水・決壊により流城市町で被害発生。これに伴い常総市への消費者ホットラインを県センターが対応し支援を行う。
10月	マイナンバーの通知開始。
10月	クリーニング賠償基準が16年ぶりに改正される。
28年3月	東日本・東北豪雨の被災地支援として、常総市を始め被災地の相談員を対象に1級建築士による事例検討会を開催。 「茨城県消費者基本計画(第3次)」(計画期間:平成28年度～平成32年度)が策定された。
4月	平成27年度の相談件数5,342件。前年度比7.7%減。
4月	「茨城県消費生活条例」の一部を改正し、茨城県消費生活センターの組織及び運営等について規定された。
4月	電力小売の全面自由化が開始(電力小売完全自由化)され、電気事業者の訪問販売による電気供給契約はクーリング・オフの対象となる。
6月	消費者契約法が改正され、不実告知取消しに関する重要事項の拡大や過量契約取消権の新設等の規定が新設等された。

6月	特定商取引法が改正され悪質事業者への行政執行権限の強化や電話勧誘販売への過量販売規制の導入等がされた。
10月	消費生活相談員資格が国家資格となって初めての試験が実施される。
29年2月	大学等で消費者教育を実施するにあたっての大学生向け副教材を作成した。
4月	平成28年度の相談件数 4,700 件。前年度比 12.0%減。
4月	インターネット接続回線や光通信コラボ等の相談に対し、相談員が専門家からの助言を得るため、デジタル・通信関係専門相談を開始。
5月	民法が改正（2020年を目途に施行）された。消費者保護を図るべく、契約分野では1896年の制定以来初の抜本的見直しが行われた。
6月	改正消費者契約法が施行された。
12月	改正特定商取引法が施行された。
30年1月	外国人向け消費生活相談パンフレットの作成（使用言語：英語，中国語，タイ語，ポルトガル語）
30年1月	振袖の販売・レンタル業者「はれのひ」突然の営業停止によるトラブルが発生。
4月	平成29年度の相談件数 4,300 件。前年度比 8.5%減。 架空請求に関する相談が急増。注意喚起を行った。
6月	取り消しうる不当な勧誘行為の追加、無効となる不当な契約条項の追加等の消費者契約法が改正された。 民法の成年年齢を20歳から18歳に引き下げることを内容とする民法の一部を改正する法律が成立した。
12月	食品表示法が改正された。 「特定興行入場券の不正転売の禁止等による興行入場券の適正な流通の確保に関する法律」（略称：チケット不正転売禁止法）が公布された。
31年4月	平成30年度の相談件数 5,510 件。架空請求に関する相談が増加，前年度比 19.8%増。
令和元年6月	「特定興行入場券の不正転売の禁止等による興行入場券の適正な流通の確保に関する法律」（略称：チケット不正転売禁止法）が施行された。 消費生活センターを名乗り、「あなたの個人情報流出している。削除したほうが良い」との相談事例が県内で発生。消費生活緊急情報による注意喚起を行った。
10月	台風19号による河川の堤防決壊・越水等による被害発生。災害につけ込んだ悪質商法への注意喚起を行った。
2年4月	令和元年度の相談件数 5,169 件。前年度比 6.2%減

II 茨城県消費生活センターの概要

1 設置の目的

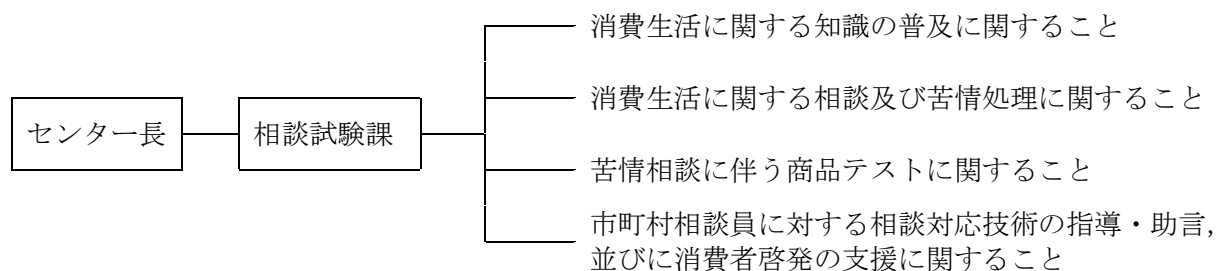
近年の高度情報化や国際化の進展，規制緩和など消費者を取り巻く環境の変化によって，商品やサービスの選択幅が拡大し，欲しい商品やサービスをいつでも手に入れられるなど，消費者は便利で快適な生活を享受しています。

一方で，高齢者を狙った振り込め詐欺，消費者の生命に関わる製品事故，カードローン等による多重債務者の増加，インターネットのワンクリック詐欺など消費者被害は複雑多様化し，多くの課題に直面しています。

こうした情勢に対応するため茨城県消費生活センターは，消費生活に必要な知識の普及や消費生活相談を行うとともに，消費者被害情報の発信や商品テストなどを行い，県民の安全な消費生活の確保を目的として取り組んでおります。

2 施設の概要

- (1) 名 称 茨城県消費生活センター
- (2) 所在地 茨城県水戸市柵町1-3-1 水戸合同庁舎1階
電話029-224-4722 (事務室)
225-6445 (相談専用)
- (3) 設置年月日 昭和44年11月1日
- (4) 相談受付時間 午前9時から午後5時まで
日曜日は電話相談(受付時間 午前9時から午後4時まで)のみ
ただし土曜日，祝日，12月29日～1月3日は休み
- (5) 組織(令和2年度)



・課 長

・職 員 (事務職2名)

・兼務職員 (衛生研究所2名，霞ヶ浦環境科学センター1名，環境放射線監視センター1名，水戸県税事務所4名)

・主任消費生活相談員 (6名)

・消費生活相談員 (6名)

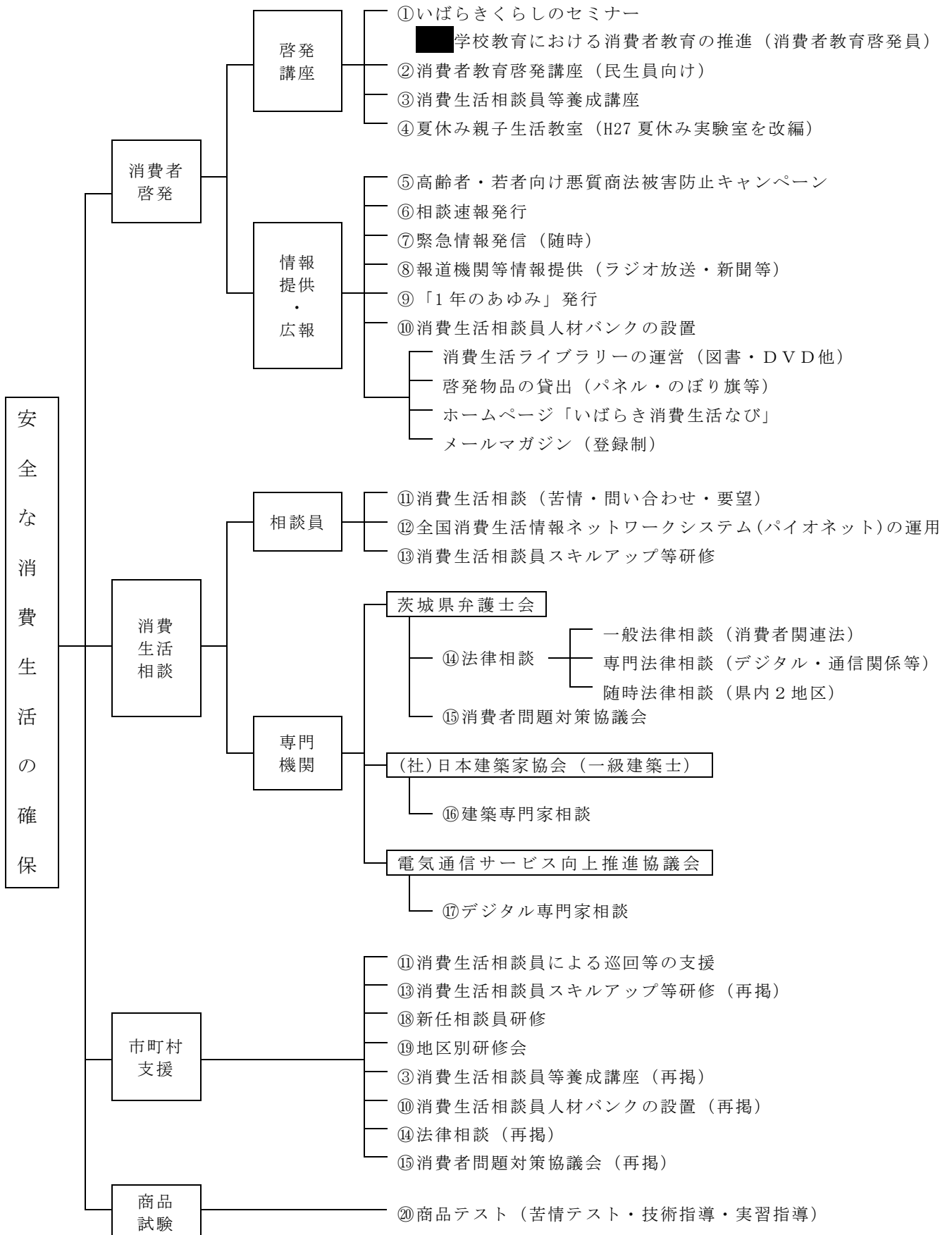
・消費者教育啓発員 (1名)

・商品試験担当職員 (1名)

・広報統計担当職員 (1名)

・庶務担当職員 (兼務) (1名)

3 事務事業体系



Ⅲ 年度別運営状況

区分		平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度		令和元年度	
		回数	人数/件	回数	人数/件	回数	人数/件	回数	人数/件	回数	人数/件
啓発、講座、会議	くらしのセミナー	183	13,058	130	10,338	131	11,432	132	11,210	115	9,166
	夏休み親子生活教室	3	63	3	98	3	88	3	61	3	64
	スキルアップ、レベルアップ事業	5	316	6	309	6	356	4	249	4	242
	市町村消費生活相談員地区別研修	10	57	10	65	10	64	10	57	10	62
	市町村新任消費生活相談員研修	2	25	2	24	2	29	2	24	2	12
	消費生活相談員等養成講座							1	35	1	40
	消費者教育啓発講座	13	288	11	271	11	251	7	230	7	186
	合計	216	13,807	162	11,105	163	12,220	159	11,866	142	9,772
情報	情報提供（新聞、回）	11		11		12		11		11	
	情報提供（ラジオ、回）	18		18		18		18		18	
	情報提供（テレビ、回）	0		0		0		0		0	
	情報提供（警察、新聞記者等、回）	15		5		12		4		16	
	緊急情報（回）	1		2		3		1		5	
	メールマガジン（回）	13		12		12		12		12	
相談	苦情（件）	4,945		4,270		3,972		5,134		4,783	
	問い合わせ（件）	397		428		327		371		385	
	要望（件）	0		2		1		5		1	
	計（件）	5,342		4,700		4,300		5,510		5,169	
	法律相談	24	65	24	58	24	70	24	89	24	97
	専門相談（保険、金融、証券）	24	66	24	70	24	61				
	専門相談（建築）	24	26	24	25	10	12	12	16	12	21
	専門相談（デジタル・通信）					11	25	12	21	12	40
	随時法律相談	67		69		36		79		58	
市町村相談窓口巡回支援（回）	63		62		52		38		39		
テスト	苦情件数・検体数（件/検体）	3	3	3	3	3	3	0	0	0	0
	テスト件数 ※	3(うち外部1件)		2(うち外部1件)		1(うち外部1件)		0		0	
	実習指導	5	80	3	98	3	88	3	61	3	64
	技術指導（件）	43		61		45		16		5	
資材	図書の貸出し（人/冊）	12	30	5	7	3	9	1	1	1	1
	パネルの貸出し（回/枚）	2	7	1	10	1	9	2	8	1	4
	ビデオの使用（本/人）	40	17	43	20	40	12	39	10	51	17
	糖度計の貸出し（回/台）	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
施設（会議室）の利用		13	78	16	118	15	129	4	29	4	27

IV 消費者啓発

1 啓発講座

(1) いばらき ぐらしのセミナー

悪質商法による消費者被害や消費契約トラブルに関する知識の普及を図るため、学生、地域団体、企業などが行う講座に講師を無料で派遣する「いばらき ぐらしのセミナー」を実施した。

講師は消費生活相談員経験者など消費者問題に精通する消費者教育講師19名及び学校教育における消費者教育を推進する消費者教育啓発員1名で対応している。実際の講座では具体的なトラブル事例を基に、DVDやパンフレット等を用いて、契約の仕組みや解約の仕方、悪質商法の手口と対処法、スマートフォンや携帯電話の有料サイトトラブル、クレジットカードの知識、多重債務に陥らないための心構えと解決策など実務的な講話を行い、受講者の知識を深めるとともに被害の未然防止に努めた。

○令和元年度実績（令和2年3月末） 派遣回数 115回 参加者 9,166名
(内訳)

参加者区分	回数	参加者数
小学生	29	1,377
中学生	23	2,562
高校生	19	1,461
若者	9	579
一般	10	1,905
高齢者	25	1,282

○主なテーマ

- ・高齢者をねらう悪質商法と対処法
- ・若者をねらう悪質商法と対処法
- ・子どもの携帯トラブル
- ・多重債務に陥らないために
- ・食の安全, 安心

(2) 消費者教育啓発講座

悪質商法に関する相談が後を絶たないことから、地域における消費者教育の担い手を育成することにより、高齢者への見守りを通して消費者被害の未然防止を図ることを目的に、民生委員、福祉・医療関係者等に対して、消費者教育を行うために必要な知識及び実務能力を習得するための研修会を実施した。

○実施場所, 実施日及び受講者

- ・常陸大宮市 12月 5日 18名
- ・水戸市 11月 8日 44名
- 11月26日 36名
- ・鹿嶋市 11月21日 10名
- ・龍ヶ崎市 11月29日 18名
- ・土浦市 12月26日 29名
- ・結城市 12月18日 31名

○講義科目

- ・最近の消費者トラブルと相談事例, 見守り活動者と福祉機関等との連携
- ・地域で取り組む消費者教育

(3) 消費生活相談員等養成講座

国家資格となった消費生活相談員の資格取得を目指す方や消費生活に関する深い知識を習得し、地域における消費者活動リーダーを志す方を対象に受験対策のための講座を開催した。

講座では、消費者問題に詳しい弁護士や大学教授による講義を12日間開催し、40名が受講、県内合格者13名のうち7名が当講座の受講生であり、消費生活相談業務の担い手の養成に寄与した。

①実施日、会場

6/23, 29, 30, 7/6, 13, 8/4, 18, 24, 31, 9/7, 8, 12/7 (模擬面接) 12日間

笠間市地域交流センターともべ及び笠間市友部公民館を併用

②受講者数 40名 (うち模擬面接4名)

③講義テーマ

- 国における消費者政策・行政
- 民法・消費者契約法の基礎知識
- 特定商取引法の基礎知識
- 小論文対策
- 模擬試験、解説 他
- 消費者問題の歴史と現状
- 多重債務・金融・保険関連の基礎知識
- 習熟度テスト
- 環境問題の論点

(4) 夏休み親子生活教室

子どもの頃から適切な商品を選択する目を養い消費生活への関心を高めてもらうため、夏休み期間中、小学生とその保護者を対象に、企業の協力を得て、身近な商品について学ぶ生活教室を開催した(3回開催 64名参加)。各回講座のはじめに、消費者教育啓発員による「お金は大切に使おう」についての講話を聴講し学んだ。「よい生活習慣!!」教室では、朝食のメニュー作りや腸の模型を使って腸内細菌について考えながら、よい生活習慣を学んだ。「楽しいおやつを食べ方」教室では、おやつ1日の摂取適量や食べる時間、製品の表示の見方や工場のエコ対策などを学んだ。「LEDでオリジナルランプをつくろう」教室では、灯りの歴史、青色発光ダイオード発明の話やLED電球の特徴等について学び、LED電球を使いランプを作成した。各教室共で、子どもたちは工作や、ゲーム・クイズ等を通して楽しく取り組み、日頃、日常にある身近なものから消費生活に関する知識を深めてもらうことができた。

回数	期日	テーマ	人数
第1回	8/1	よい生活習慣!!	9
第2回	8/7	楽しいおやつを食べ方	29
第3回	8/7	LEDでオリジナルランプをつくろう	26

※ 会場は茨城県消費生活センター

2 情報提供・広報

(1) 高齢者見守り事業（高齢者向け悪質商法・ニセ電話詐欺被害防止キャンペーン）

在宅時間が長い高齢者の消費者トラブルや振り込め詐欺の被害が後を絶たないことから、これら被害の未然防止を図るため敬老の日を含む9月をキャンペーン月間に定め、国民生活センター、関東甲信越ブロックの各都県、政令市、県警察本部及び県内市町村と共同して啓発活動に取り組んだ。

【事業概要】

- ①実施時期：令和元年9月
- ②事業内容：ポスター・リーフレット・啓発物品の配布，パネル展示
高齢者特別相談の実施
新聞・ラジオ等を活用した啓発
出前講座の実施
街頭啓発活動の実施
ホームページ，メールマガジンによる啓発ほか

(2) 若者向け悪質商法被害防止キャンペーン

20歳前後の若者を中心に青少年の消費者被害が後を絶たないことから、これら被害の未然防止を図るため、成人式から卒業、就職の時期までの1～3月に若者向けのキャンペーンを実施し、国民生活センター、関東甲信越ブロックの各都県、政令市及び県内市町村と共同して啓発活動に取り組んだ。

【事業概要】

- ①実施時期：令和2年1月～3月
- ②事業内容：ポスター・リーフレット・啓発物品の配布，パネル展示
若者特別相談の実施
新聞・ラジオ等を活用した啓発
出前講座の実施
ホームページ，メールマガジンによる啓発ほか

(3) 相談速報発行／緊急情報の発信等

センターに寄せられた相談内容を毎月集計・分析し、市町村等の関係機関に配布した。
また、短期間のうちに被害が拡大するおそれのあるSF商法等については、各相談機関が早急に情報を共有する必要があることから、それらに関する情報を収集し市町村消費生活相談センター等に配信した。

○ SF商法等緊急情報の発信

月 日	内 容
4/18	「太陽熱温水器を撤去する」！家庭訪問業者にご注意！
6/7	「あなたの個人情報流出しているので削除したほうがよい！」消費生活センターを騙る電話に注意！
6/13	「電気料金が安くなる！」などの訪問販売・電話勧誘にご注意！
10/28	「代引きで身に覚えのない商品を送る」とのメールにご注意！

(4) 報道機関等への情報提供

ラジオ、新聞、テレビの各報道機関等に対して啓発原稿を提供し、放送等を通じて情報提供することができた。また警察からの照会に応じ悪質業者に関する情報提供も行った。

ラジオ放送では、茨城放送「ラジオ県だより」、「JAさわやかモーニング」に放送原稿を提供するとともに、消費生活相談員が番組に出演し県民に直接注意を呼びかけた。

さらに、茨城新聞「消費生活ダイヤル」へ定期的に記事原稿を提供し、最新の相談事例を紹介しながらトラブルの未然防止に努めた。

○ラジオ放送

茨城放送

月	ラジオ県だより	J Aさわやかモーニング
4	「いばらき 暮らしのセミナー」について	
5	茨城県消費者フォーラム開催のお知らせ	架空請求のトラブルについて
6	「悪質商法」に要注意	
7	架空請求にご注意ください！	「火災保険金が使える」と勧誘する住宅修理工事のトラブルについて
8	インターネットで購入したチケットに関する相談が寄せられています	
9	高齢者の契約トラブル	中古自動車の契約を巡るトラブル
10	電力の契約切替えは慎重に行いましょう！	
11	多重債務でお悩みの方へ	インターネット通販の定期購入のトラブルについて
12	自宅にある製品は、リコールされていますか？	
1	注文した覚えのない商品を代引きで送るとのメールにご注意	若者の消費者トラブルーあなたの気持ちにつけ込む手口と対策ー
2	若者向け悪質商法被害防止共同キャンペーン	
3	若者の消費者トラブル	子どものインターネットのトラブルにご注意を

○茨城新聞「消費生活ダイヤル」

月	内 容
4	儲かるとうたう情報商材
5	モバイルバッテリーの取扱いについて
6	若者に多い消費者被害

7	光回線の契約は慎重に
8	サプリメントの定期購入
9	高齢者を狙う原野商法の二次被害
10	ネット通販の詐欺的サイトに注意
11	チケット転売サイトにご注意
12	冬の製品事故や低温やけどに気を付けて！
2	若者の消費者トラブル
3	フリマサービスのトラブル

(5) メールマガジンの配信

平成18年2月からセンターのホームページにメールマガジン機能を増設し、これにより登録者に最新の消費生活情報を発信した。(R2.3月現在の登録者数253名)

月日	配 信 内 容
4/19	はい！相談室です(家庭教師派遣トラブル)／消費者クイズにチャレンジ／5月は「消費者月間」です！／還付金詐欺にご注意 ATMで還付金はもらえません！
5/9	はい！相談室です(架空請求の様々な手口)／消費者クイズにチャレンジ／5月は「消費者月間」です！／その電話「アポ電」かも？！
6/24	はい！相談室です(健康食品トラブル)／消費者クイズにチャレンジ／「夏休み親子生活教室」の参加者を募集します！
7/22	はい！相談室です(新元号への改元に便乗した詐欺事例)／消費者クイズにチャレンジ／固定電話のIP 網への移行に便乗した勧誘にご注意ください！
9/2	はい！相談室です(はしご・脚立からの転落)／消費者クイズにチャレンジ／～みんなで見守り 悪質商法にだまされない！～高齢者を悪質商法などの被害から守りましょう
9/26	はい！相談室です(高齢者のネット通販トラブル)／消費者クイズにチャレンジ／～みんなで見守り 悪質商法にだまされない！～高齢者を悪質商法などの被害から守りましょう／(国民生活センター見守り新鮮情報より)消費税率引き上げに便乗した詐欺にご注意を！！／(消費者庁より)メルマガ登録で賢くリスクを回避しましょう！消費者庁リコール情報メールサービスのご案内
10/21	はい！相談室です(災害に便乗した悪質な商法には十分注意して)／消費者クイズにチャレンジ／(国民生活センター見守り新鮮情報より)フリマサービストラブルは個人間で解決？
11/18	はい！相談室です(投資用マンションの勧誘にご注意)／消費者クイズにチャレンジ／令和元年度茨城県消費者教育啓発講座のご案内／(国民生活センター見守り新鮮情報より)高齢者サポートサービス契約前に十分な検討を

12/26	はい！相談室です（中古車取引にかかわるトラブル）／消費者クイズにチャレンジ／1月から3月までは「若者向け悪質商法補害防止共同キャンペーン」期間です！！
1/20	はい！相談室です（フリマサービスに関するトラブル）／消費者クイズにチャレンジ／1月から3月までは「若者向け悪質商法補害防止共同キャンペーン」期間です！！
2/21	はい！相談室です（若者を狙う「モノなしマルチ商法」「後出しマルチ商法」にご注意）／消費者クイズにチャレンジ／（国民生活センター見守り新鮮情報より）スチームクリーナーでやけど 取り扱いに気をつけましょう
3/23	はい！相談室です（訪問販売のトラブルにご注意ください）／消費者クイズにチャレンジ／（国民生活センター 子どもサポート情報より）アパート全体で手続き？電気の契約切り替えトラブルに注意

3 啓発機材等の貸出し

市町村や各種団体等に対し消費生活展等で使用する展示パネル等の貸出を行うとともに、一般消費者へもビデオやDVD、図書の貸出を行った。

図書	パネル(ポスター)	啓発品	ビデオ・DVD
1冊, 1人	1回, 4枚	—	51本, 17人

V 消費生活相談

センターに9名の消費生活相談員を配置し、消費者からの相談対応にあたるとともに、茨城県弁護士会等と連携しながら法律相談を実施し、消費者被害の救済、トラブルの解決に努めた。

平成26年度からは日曜日の電話相談を開始したほか、相談体制の充実及び機能強化を図るため、県及び市町村の消費生活相談員等を対象に研修会を開催し、相談対応能力の向上を図った。

1 相談概要

(1) 茨城県内の相談件数の推移

令和元年度の相談件数は5,169件で、前年度同期より341件減少し対前年度比93.8%となった。相談の内訳は、苦情相談4,783件、問合せ385件、要望は1件で、苦情相談が全体の92.5%を占めた。

(2) 苦情相談の状況

苦情相談で最も多いのは、商品一般に関する相談で、昨年度568件の相談が寄せられている。

相談内容は、「アダルトサイト利用料の未納料金を請求するメールが届いたが、身に覚えがない」「未納料金を支払わないと法的手続きを開始するとハガキに書かれているが、どうしたらよいか」等、携帯電話やスマートフォンに届いたメールやSMS（ショートメッセージサービス）、ハガキ等の架空請求に関する相談が多く寄せられている。

次に苦情相談で多いのは、デジタルコンテンツ*（インターネットを通じて得られる情報）に関する相談で、昨年度463件の相談が寄せられている。年齢別に主な商品とサービス等の苦情相談件数を見ても、デジタルコンテンツに関する相談は、20歳未満から50歳代で1位、60歳代で2位、70歳以上でも3位となっている。

相談内容は「スマートフォンで無料動画を閲覧していたところ、途中で年齢認証画面がでてきて、タップすると、アダルトサイトにつながって登録完了になってしまった」というものや、「スマートフォンのアダルト漫画サイトを閲覧しただけで登録と表示され、『登録解除の方はこちらへ』と書いてあった電話番号に電話をすると、高額な請求を受けた」といった相談が寄せられている。

※ デジタルコンテンツ（有料サイト、オンラインゲーム等）、アダルト情報サイト、出会い系サイトの総称

また、スマートフォンの普及を背景に、関連する相談が多い。デジタルコンテンツに関する相談のうち、スマートフォンに関する相談は、287件であった。40歳代から60歳代の相談が多く寄せられている。

相談内容は、上述のアダルト情報サイトに関する相談や、身に覚えの無い高額なゲーム料金の請求等である。

次に苦情相談で多いのは、光回線や光ファイバー、プロバイダなどのインターネット接続回線に関する相談で、昨年度290件寄せられている。

中でも、訪問販売や電話勧誘によるものが多く、「電話でインターネットの料金が安くなると勧誘され、光回線を契約したがインターネットができない。解約したいが業者に電話が繋がらない」といったものや「大手電話会社又はその関連会社からの電話だと誤解してしまい、実際は無関係の業者と契約してしまった」、「解約を申し出たら高額な違約金を請求された」等のトラブルに関する相談も多く寄せられている。

フリーローン・サラ金の相談件数は、116件となった。

相談内容は、「住宅ローンや携帯電話の料金、キャッシングの返済が滞り、支払いができていない」「金融機関のカードローンで借金をしているが、返済が難しくなっている。どうすればよいか」「完済している消費者金融の過払い金の返還を求めたい」等、多重債務や債務整理に関するもののほか、ヤミ金融や過払い金の返還請求方法に関する相談などがあった。

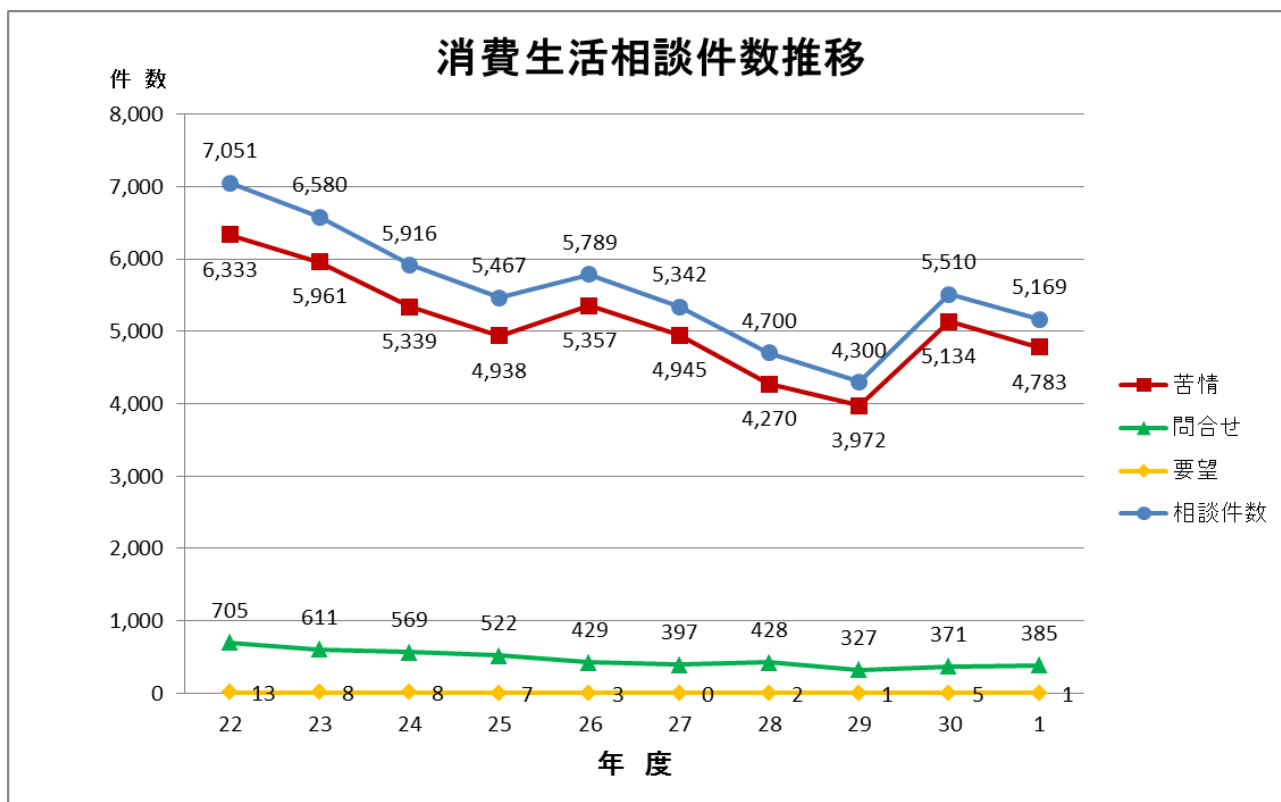
また、多重債務に関する相談は、74件となった。年代では30歳代から50歳代で多くなっており、男女別では、男性からの相談が多くなっている。相談件数については、昨年度に比べると減少しており、「消費者金融の返済や家賃の支払い困難であり、自己破産を考えている」「生活費と車のローン、ギャンブルなどで、銀行やクレジット会社から借金があるが、生活が苦しく返済が困難になってしまった」など生活苦に起因する相談もあり、依然として深刻である。

契約当事者における年齢別相談件数は70歳以上が最も多く1,024件で全体の21.4%を占めた。60歳代の相談についても、依然として多くの相談が寄せられており、全体の17.1%となっている。

60歳代、70歳以上からの相談で多く寄せられているものは、上述の架空請求や、デジタルコンテンツ、インターネット接続回線に関するもののほか、「『雨どいが傷んでいる。今なら火災保険で修理ができる』と勧められ、火災保険の申請をした。その後、業者から高額な申請代や建築士代金などの金額を請求された」といった訪問販売に関する相談や、「契約している大手電話会社を名乗り、料金が安くなると言われて光回線の契約をしたところ、安くならず高くなってしまったので元に戻したい」といった電話勧誘販売に関する相談が多く寄せられた。

(3) 消費生活相談件数の推移

年度	苦情	問合せ	要望	相談件数	前年度比
22	6,333	705	13	7,051	
23	5,961	611	8	6,580	93.3%
24	5,339	569	8	5,916	89.9%
25	4,938	522	7	5,467	92.4%
26	5,357	429	3	5,789	105.9%
27	4,945	397	0	5,342	92.3%
28	4,270	428	2	4,700	88.0%
29	3,972	327	1	4,300	91.5%
30	5,134	371	5	5,510	128.1%
1	4,783	385	1	5,169	93.8%



(4) 月別相談受付件数

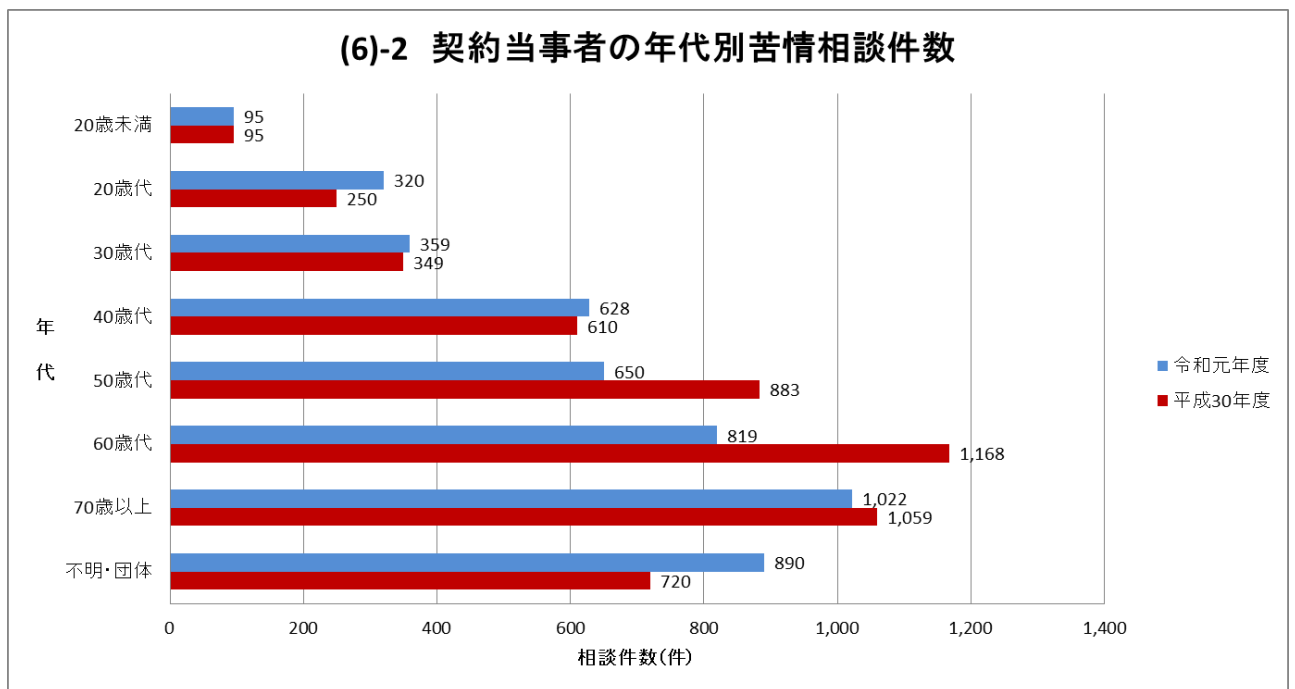
区分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
苦情	335	375	363	421	365	436	494	408	382	405	347	452	4,783
問合せ	38	30	31	32	22	31	29	24	40	31	36	41	385
要望	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1
計	373	405	394	453	387	467	523	432	423	436	383	493	5,169

(5) 相談方法別・相談者性別受付件数

区分		相談方法			相談者性別		
		来訪	電話	文書	男性	女性	不明・団体等
苦情	件数 (件)	245	4,522	16	2,310	2,325	148
	4,783件 割合 (%)	5.1	94.6	0.3	48.3	48.6	3.1
問合せ	件数 (件)	29	352	4	159	182	44
	385件 割合 (%)	7.5	91.4	1.1	41.3	47.3	11.4
要望	件数 (件)	0	1	0	0	1	0
	1件 割合 (%)	0.0	100.0	0.0	0.0	100.0	0.0
計	件数 (件)	274	4,875	20	2,469	2,508	192
	5,169件 割合 (%)	5.3	94.3	0.4	47.8	48.5	3.7

(6) 相談者・契約当事者年齢別性別（苦情）

区 分		20歳未満	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳以上	不明・団体	計
相 談 者	男 性	20	125	178	324	368	467	487	341	2,310
	女 性	16	113	197	377	427	414	448	333	2,325
	不明・団体等	0	0	0	0	0	0	0	148	148
	件数（件）	36	238	375	701	795	881	935	822	4,783
	割合（％）	0.8	5.0	7.8	14.7	16.6	18.4	19.5	17.2	100
契 約 当 事 者	男 性	50	180	191	328	324	454	496	388	2,411
	女 性	45	140	168	300	326	365	526	314	2,184
	不明・団体等	0	0	0	0	0	0	0	188	188
	件数（件）	95	320	359	628	650	819	1,022	890	4,783
	割合（％）	2.0	6.7	7.5	13.1	13.6	17.1	21.4	18.6	100



(7) 商品別・内容別分類(苦情) ※31年度内容別分類は複数回答項目であり、相談件数とは一致しない。

商品・役務等分類	29年度	30年度	元年度	元年度 内容別分類												計	
				安全・衛生	品質・機能・役務品質	法律・基準	価格・料金	計量・量目	表示・広告	販売方法	契約・解約	接客対応	包装・容器	施設・設備	無回答		
商品	商品一般	345	1,278	568	3	2	14	79	0	8	406	479	24	0	1	0	1,016
	食料品	211	229	335	47	46	9	78	2	39	231	270	65	0	0	0	787
	住居品	110	112	116	18	36	5	29	0	7	57	75	21	0	0	0	248
	光熱水品	60	106	139	3	5	3	44	1	2	71	103	23	0	2	0	257
	被服品	107	135	134	0	20	4	31	0	9	87	102	36	0	0	0	289
	保健衛生品	112	125	224	25	32	3	33	1	8	170	185	42	0	0	0	499
	教養娯楽品	263	305	295	8	69	7	61	0	20	156	226	66	0	0	0	613
	車両・乗り物	182	151	180	15	56	8	50	0	5	51	137	53	0	0	0	375
	土地・建物・設備	137	143	135	10	26	13	38	0	2	54	105	25	0	0	0	273
	他の商品	11	14	12	1	3	0	2	0	0	7	8	1	0	0	0	22
	小計	1,538	2,598	2,138	130	295	66	445	4	100	1,290	1,690	356	0	3	0	4,379
構成比(%)	38.7	50.6	44.7	6.1	13.8	3.1	20.8	0.2	4.7	60.3	79.0	16.7	0.0	0.1	0.0	-	
商品関連役務	クリーニング	7	11	21	2	10	1	3	0	1	2	17	7	0	0	0	43
	レンタル・リース・賃借	148	138	167	10	12	21	59	0	1	18	142	39	0	0	0	302
	工事・建築・加工	120	141	161	7	34	5	46	0	3	72	134	33	0	0	0	334
	修理・補修	75	89	93	4	19	6	27	0	2	37	67	21	0	0	0	183
	管理・保管	2	4	6	0	0	0	1	0	3	1	4	3	0	0	0	12
	小計	352	383	448	23	75	33	136	0	10	130	364	103	0	0	0	874
	構成比(%)	8.9	7.5	9.4	5.1	16.7	7.4	30.4	0.0	2.2	29.0	81.3	23.0	0.0	0.0	0.0	-
役務	役務一般	33	20	33	0	0	3	16	0	0	23	31	0	0	0	0	73
	金融・保険サービス	310	346	334	2	3	43	92	0	4	97	277	56	0	0	0	574
	運輸・通信サービス	1,144	1,172	1,057	3	41	47	250	0	26	777	897	135	0	0	0	2,176
	教育サービス	15	16	15	1	1	0	5	0	1	8	13	2	0	0	0	31
	教養娯楽サービス	107	99	136	2	7	10	37	0	3	64	120	25	0	1	0	269
	保健・福祉サービス	120	91	146	16	26	18	41	0	6	43	94	35	0	0	0	279
	他の役務	199	226	247	4	15	19	78	0	17	129	203	31	0	1	0	497
	内職・副業・ねずみ講	26	18	17	0	0	1	11	0	1	12	15	0	0	0	0	40
	他の行政サービス	18	33	46	0	1	19	4	0	1	5	9	16	0	0	0	55
	小計	1,972	2,021	2,031	28	94	160	534	0	59	1,158	1,659	300	0	2	0	3,994
構成比(%)	49.6	39.4	42.5	1.4	4.6	7.9	26.3	0.0	2.9	57.0	81.7	14.8	0.0	0.1	0.0	-	
他の相談	110	132	166	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	166	166	
構成比(%)	2.8	2.6	3.5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	100	-	
合計	3,972	5,134	4,783	181	464	259	1,115	4	169	2,578	3,713	759	0	5	166	9,413	
構成比(%)	100	100	100	3.8	9.7	5.4	23.3	0.1	3.5	53.9	77.6	15.9	0.0	0.1	3.5	-	

(8) 主な商品とサービス等 (苦情)

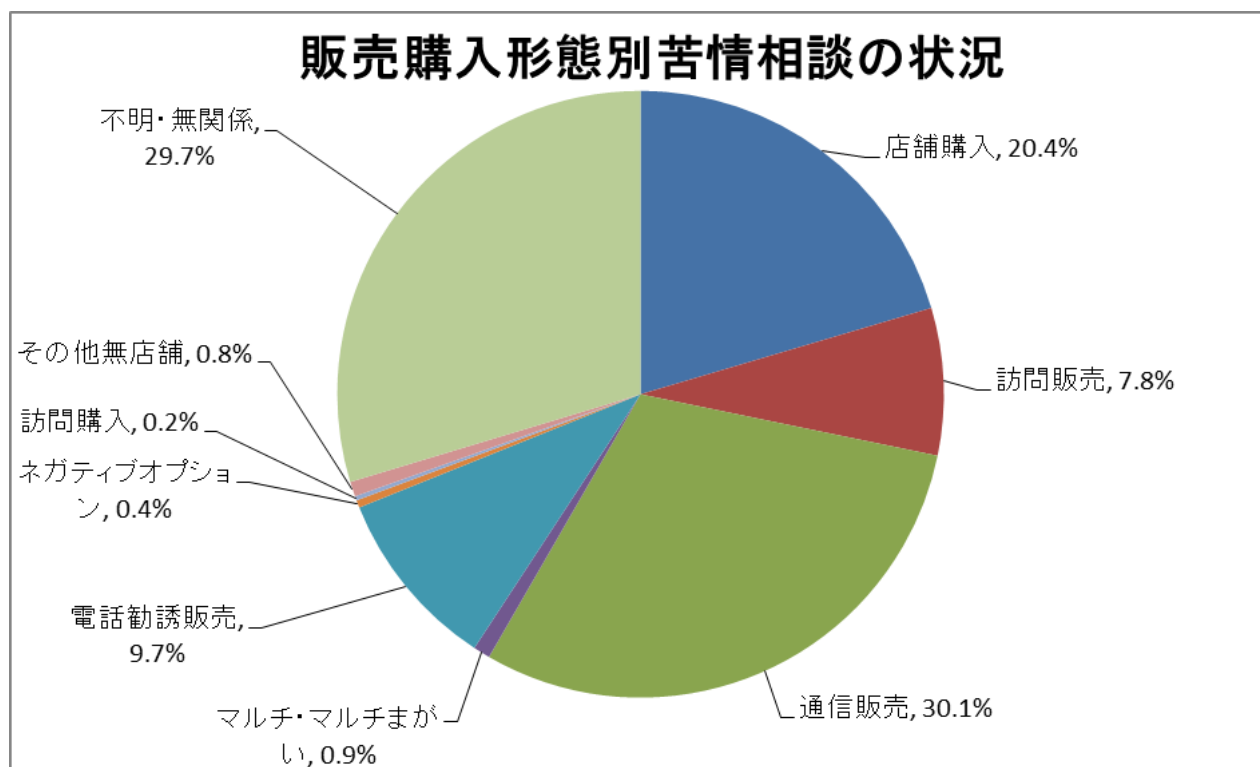
順位	商品・サービス名	件数		
		元年度	30年度	増減
1	商品一般	568	1,278	△710
2	デジタルコンテンツ	463	690	△227
3	インターネット接続回線	290	231	59
4	工事・建築	153	137	16
5	四輪自動車	146	99	47
5	不動産貸借	146	121	25
7	他の健康食品	142	80	62
8	役務その他サービス	120	98	22
9	相談その他	119	93	26
10	フリーローン・サラ金	116	133	△17
11	電気	97	68	29
12	修理サービス	82	84	△2
13	固定電話サービス	71	44	27
14	携帯電話サービス	70	56	14
15	基礎化粧品	52	30	22
16	テレビ放送サービス	48	44	4
17	他の行政サービス	46	33	13
18	他の化粧品	44	16	28
19	携帯電話	37	41	△4
19	金融関連サービスその他	37	28	9

(9) 年齢別主な商品とサービス等 (苦情)

順位	20歳未満	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳以上
1	デジタルコンテンツ 24	デジタルコンテンツ 53	デジタルコンテンツ 43	デジタルコンテンツ 73	デジタルコンテンツ 79	商品一般 145	商品一般 185
2	他の健康食品 11	不動産貸借 17	工事・建築 24	商品一般 56	商品一般 70	デジタルコンテンツ 93	インターネット接続回線 95
3	他の化粧品 10	パソコンソフト 15	四輪自動車 23	不動産貸借 29	インターネット接続回線 49	インターネット接続回線 61	デジタルコンテンツ 64
4	商品一般 4	商品一般 14	不動産貸借 23	他の健康食品 27	他の健康食品 33	工事・建築 25	工事・建築 42
5	健康食品 3	四輪自動車 12	フリーローン・サラ金 16	四輪自動車 27	四輪自動車 25	役務その他サービス 23	修理サービス 35
6	コンサート 3	フリーローン・サラ金 11	商品一般 14	インターネット接続回線 23	フリーローン・サラ金 24	他の健康食品 19	役務その他サービス 28
7	酵母食品 2	電気 9	他の健康食品 12	複合サービス会員 20	役務その他サービス 18	電気 19	固定電話サービス 25
8	酵素食品 2	エステサービス 9	インターネット接続回線 10	工事・建築 19	不動産貸借 13	相談その他 17	電気 23
9	電気 2	相談その他 9	役務その他サービス 9	フリーローン・サラ金 18	相談その他 12	修理サービス 16	相談その他 20
10	四輪自動車 2	他の健康食品 8	携帯電話サービス 8	基礎化粧品 17	基礎化粧品 11	四輪自動車 15	他の健康食品 16

(10) 販売購入形態別受付状況

区分		元年度	30年度	29年度	28年度	27年度
店舗購入	受付	1,010	970	1,045	1,137	1,197
	苦情	976	933	1,013	1,076	1,158
訪問販売	受付	386	349	381	377	448
	苦情	375	339	377	367	440
通信販売	受付	1,460	1,367	1,311	1,701	1,940
	苦情	1,439	1,340	1,296	1,684	1,921
マルチ・マルチまがい	受付	43	51	51	33	39
	苦情	43	49	51	33	39
電話勧誘販売	受付	472	451	312	344	537
	苦情	463	447	306	343	531
ネガティブオプション	受付	19	3	17	16	9
	苦情	19	3	17	14	9
訪問購入	受付	13	26	28	33	30
	苦情	11	23	26	30	29
その他無店舗	受付	39	22	15	27	26
	苦情	38	20	15	26	24
不明・無関係	受付	1,727	2,271	1,140	1,032	1,116
	苦情	1,419	1,980	871	697	794
計	受付	5,169	5,510	4,300	4,700	5,342
	苦情	4,783	5,134	3,972	4,270	4,945



(11) 販売購入形態別 上位商品・サービス等 (苦情)

店舗購入 976件			訪問販売 375件			通信販売 1,439件			マルチ・マルチまがい 43件		
順位	商品・サービス名	件数(件)	順位	商品・サービス名	件数(件)	順位	商品・サービス名	件数(件)	順位	商品・サービス名	件数(件)
1	四輪自動車	121	1	工事・建築	49	1	デジタルコンテンツ	424	1	パソコンソフト	8
2	不動産貸借	82	2	電気	42	2	他の健康食品	133	2	ファンド型投資商品	7
3	携帯電話サービス	53	3	テレビ放送サービス	27	3	商品一般	99	3	商品一般	4
4	工事・建築	38	4	新聞	25	4	基礎化粧品	45	3	デジタルコンテンツ	4
5	フリーローン・サラ金	32	4	役務その他サービス	25	5	役務その他サービス	44	5	複合サービス会員	3
6	商品一般	30	6	修理サービス	22	6	他の化粧品	43	5	他の内職・副業	3
7	医療サービス	29	7	インターネット接続回線	20	7	健康食品	30	7	電気治療器具	2
8	修理サービス	27	8	複合サービス会員	14	8	頭髮用化粧品	20	7	保健衛生品その他	2
9	携帯電話	24	9	普通生命保険	7	9	他の理美容用具	16	9	他の健康食品	1
10	クリーニング	17	10	ふとん類	6	9	スポーツ観覧	16	9	鍋・釜類	1

電話勧誘販売 463件			ネガティブ・オプション 19件			その他無店舗 38件			不明・無関係 1,419件		
順位	商品・サービス名	件数(件)	順位	商品・サービス名	件数(件)	順位	商品・サービス名	件数(件)	順位	商品・サービス名	件数(件)
1	インターネット接続回線	215	1	商品一般	5	1	興信所	3	1	商品一般	394
2	商品一般	32	2	保健衛生品その他	2	1	司法書士	3	2	相談その他	106
2	固定電話サービス	32	3	鮮魚	1	3	パソコンソフト	2	3	フリーローン・サラ金	77
4	役務その他サービス	23	訪問購入 11件			3	工事・建築	2	4	不動産貸借	62
5	電気	21	順位	商品・サービス名	件数(件)	3	ファンド型投資商品	2	5	工事・建築	57
6	広告代理サービス	13	1	商品一般	2	3	モバイルデータ通信	2	6	他の行政サービス	43
7	修理サービス	8	1	食器	2	7	炭酸飲料	1	7	インターネット接続回線	37
8	モバイルデータ通信	7	3	ふとん類	1	7	ミネラルウォーター	1	8	固定電話サービス	30
9	結婚相手紹介サービス	6	3	指輪	1	7	他の室内装備品	1	9	電気	27
10	新築分譲マンション	5	3	健康器具	1	7	電気	1	10	普通生命保険	20

(12) 契約当事者年齢別, 販売購入形態別 (苦情)

区分		20歳未満	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳以上	団体・不明
店舗購入	件数	10	78	97	133	132	143	153	230
	976件 割合(%)	1.0	8.0	9.9	13.6	13.5	14.7	15.7	23.6
訪問販売	件数	5	30	24	37	28	58	124	69
	375件 割合(%)	1.3	8.0	6.4	9.9	7.4	15.5	33.1	18.4
通信販売	件数	69	115	151	250	245	266	180	163
	1,439件 割合(%)	4.8	8.0	10.5	17.4	17.0	18.5	12.5	11.3
マルチ・マルチまがい	件数	0	22	1	4	3	3	5	5
	43件 割合(%)	0.0	51.2	2.3	9.3	7.0	7.0	11.6	11.6
電話勧誘販売	件数	0	6	10	35	61	97	173	81
	463件 割合(%)	0.0	1.3	2.2	7.5	13.2	21.0	37.3	17.5
ネガティブオプション	件数	2	0	2	3	2	1	5	4
	19件 割合(%)	10.5	0.0	10.5	15.8	10.5	5.3	26.3	21.1
訪問購入	件数	0	0	0	0	4	3	4	0
	11件 割合(%)	0.0	0.0	0.0	0.0	36.4	27.2	36.4	0.0
その他無店舗	件数	0	8	3	8	4	3	10	2
	38件 割合(%)	0.0	21.1	7.9	21.1	10.5	7.9	26.3	5.2
不明・無関係	件数	9	61	73	159	171	245	370	331
	1,419件 割合(%)	0.6	4.3	5.1	11.2	12.1	17.3	26.1	23.3
計	件数	95	320	361	629	650	819	1,024	885
	4,783件 割合(%)	2.0	6.7	7.5	13.2	13.6	17.1	21.4	18.5

(13) 特徴的な相談

① デジタルコンテンツ(デジタルコンテンツその他,アダルト情報サイト,出会い系サイト)に関する契約当事者の年齢別性別相談件数(苦情)

年齢	令和元年度				平成30年度			
	男性	女性	団体・不明	合計	男性	女性	団体・不明	合計
20歳未満	15	9	0	24	21	13	0	34
20歳代	27	26	0	53	24	19	0	43
30歳代	18	25	0	43	33	31	0	64
40歳代	43	30	0	73	56	68	0	124
50歳代	44	35	0	79	83	65	0	148
60歳代	64	29	0	93	95	47	0	142
70歳以上	46	17	1	64	64	28	0	92
不明	23	6	5	34	23	8	12	43
計	280	177	6	463	399	279	12	690

② スマートフォンに関する契約当事者の年齢別性別相談件数(苦情)

年齢	令和元年度				平成30年度			
	男性	女性	団体・不明	合計	男性	女性	団体・不明	合計
20歳未満	10	7	0	17	11	12	0	23
20歳代	13	14	0	27	17	14	0	31
30歳代	12	17	0	29	24	25	0	49
40歳代	28	26	0	54	38	59	0	97
50歳代	31	27	0	58	57	43	0	100
60歳代	39	23	0	62	57	31	0	88
70歳以上	23	10	0	33	22	15	0	37
不明	4	1	2	7	13	4	3	20
計	160	125	2	287	239	203	3	445

③ 多重債務に関する契約当事者の年齢別性別相談件数(苦情)

年齢	令和元年度				平成30年度			
	男性	女性	団体・不明	合計	男性	女性	団体・不明	合計
20歳未満	0	0	0	0	0	0	0	0
20歳代	4	4	0	8	6	2	0	8
30歳代	10	3	0	13	10	4	0	14
40歳代	11	2	0	13	12	9	0	21
50歳代	4	6	0	10	11	10	0	21
60歳代	5	2	0	7	4	4	0	8
70歳以上	2	4	0	6	1	2	0	3
不明	12	4	1	17	4	2	0	6
計	48	25	1	74	48	33	0	81

(14) 市町村別相談受付状況

市町村名	区分	苦情	問合せ	要望	計	市町村名	区分	苦情	問合せ	要望	計
水戸市	相談	709	59	0	768	かすみがうら市	相談	88	17	0	105
	契約	688	55	0	743		契約	90	17	0	107
日立市	相談	184	14	0	198	桜川市	相談	50	7	0	57
	契約	182	14	0	196		契約	45	7	0	52
土浦市	相談	119	5	0	124	神栖市	相談	59	5	0	64
	契約	117	5	0	122		契約	56	4	0	60
古河市	相談	115	8	0	123	行方市	相談	52	2	0	54
	契約	112	8	0	120		契約	53	2	0	55
石岡市	相談	127	21	0	148	鉾田市	相談	127	2	0	129
	契約	125	18	0	143		契約	126	2	0	128
結城市	相談	62	3	0	65	つくばみらい市	相談	45	1	0	46
	契約	61	3	0	64		契約	43	1	0	44
龍ヶ崎市	相談	66	4	0	70	小美玉市	相談	94	7	0	101
	契約	65	4	0	69		契約	95	9	0	104
下妻市	相談	54	5	0	59	茨城町	相談	124	7	0	131
	契約	55	6	0	61		契約	123	7	0	130
常総市	相談	82	5	0	87	大洗町	相談	63	6	0	69
	契約	82	5	0	87		契約	58	6	0	64
常陸太田市	相談	85	10	0	95	城里町	相談	71	3	0	74
	契約	86	9	0	95		契約	66	3	0	69
高萩市	相談	38	2	0	40	東海村	相談	65	2	0	67
	契約	38	2	0	40		契約	64	1	0	65
北茨城市	相談	74	5	0	79	大子町	相談	23	1	0	24
	契約	74	4	0	78		契約	20	1	0	21
笠間市	相談	155	12	0	167	美浦村	相談	31	2	0	33
	契約	148	13	0	161		契約	29	2	0	31
取手市	相談	91	7	0	98	阿見町	相談	45	4	0	49
	契約	86	7	0	93		契約	45	4	0	49
牛久市	相談	64	6	0	70	河内町	相談	30	1	0	31
	契約	63	5	0	68		契約	27	1	0	28
つくば市	相談	214	11	0	225	八千代町	相談	41	0	0	41
	契約	207	10	0	217		契約	42	0	0	42
ひたちなか市	相談	287	17	0	304	五霞町	相談	29	1	0	30
	契約	279	17	0	296		契約	30	1	0	31
鹿嶋市	相談	83	9	0	92	境町	相談	59	3	0	62
	契約	81	10	0	91		契約	57	3	0	60
潮来市	相談	48	6	0	54	利根町	相談	95	6	0	101
	契約	43	6	0	49		契約	95	6	0	101
守谷市	相談	77	1	0	78	市町村不明 (県内)	相談	255	57	1	313
	契約	74	1	0	75		契約	257	58	1	316
常陸大宮市	相談	124	13	0	137	県内計	相談	4,682	376	1	5,059
	契約	118	15	0	133		契約	4,581	371	1	4,953
那珂市	相談	141	3	0	144	県外	相談	99	9	0	108
	契約	138	3	0	141		契約	142	7	0	149
筑西市	相談	115	8	0	123	不明	相談	2	0	0	2
	契約	117	8	0	125		契約	60	7	0	67
坂東市	相談	57	5	0	62						
	契約	59	5	0	64						
稲敷市	相談	65	3	0	68	合計	相談	4,783	385	1	5,169
	契約	62	3	0	65		契約	4,783	385	1	5,169

(15) 処理結果の推移（苦情）

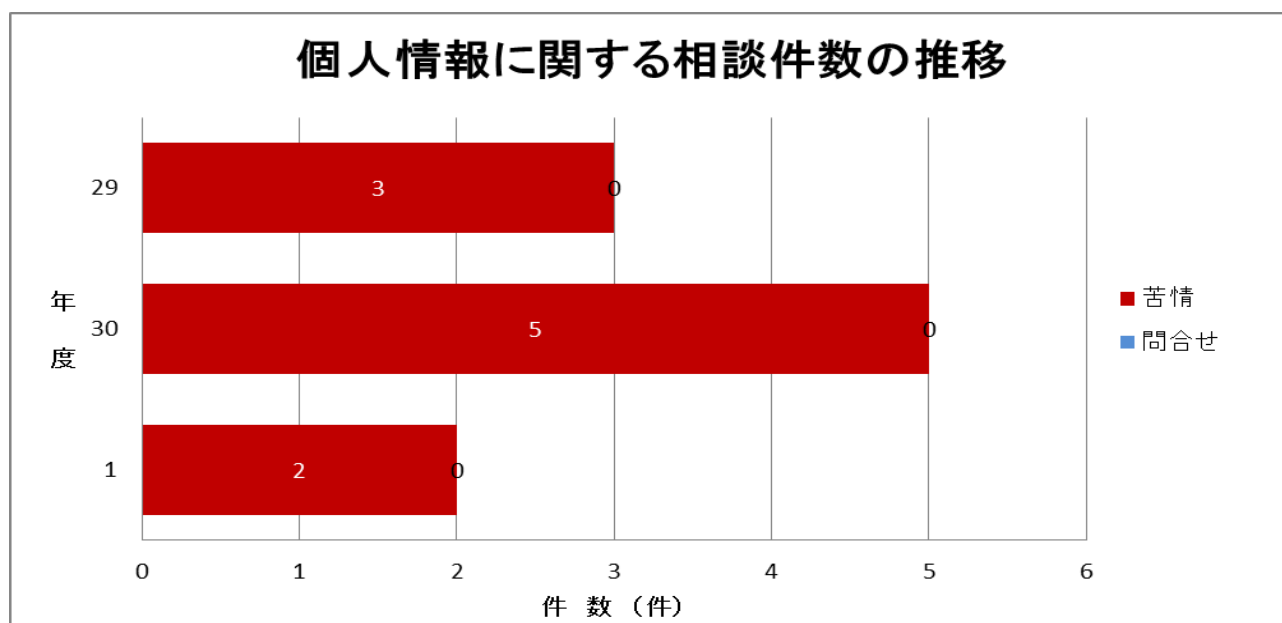
区 分		令和元年度		平成30年度		備 考
		件数（件）	割合（％）	件数（件）	割合（％）	
	助言（自主解決）	3,597	75.2	4,096	79.8	
	あっせん解決	351	7.3	245	4.8	
	小計（A）	3,948	82.5	4,341	84.6	
(B)	他機関紹介	196	4.1	176	3.4	
(C)	その他情報提供	455	9.5	517	10.1	
(D)	あっせん不調	46	1.0	26	0.5	条件提示折り合わず 等
(E)	処理不能	52	1.1	39	0.7	連絡先不明 等
(F)	処理不要	60	1.3	29	0.6	相談取り下げ 等
(G)	継続処理中	26	0.5	6	0.1	
	合 計（A）～（G）	4,783	100.0	5,134	100.0	

(16) 個人情報に関する相談

令和元年度の相談件数は2件で、苦情相談が2件であった。

苦情相談の事業分野では、その他の事業分野が2件であった。

また、相談の内容は「不適正な取得」及び「その他」に関する相談が各1件あった。



相談の内容

分 類	内 容	件 数
目的外利用	事業者が本人に対して利用目的を知らせていない相談や、利用目的以外に個人情報を利用している相談	0
不適正な取得	社名や目的を偽るなど不正な手段によって個人情報を取得している相談	1
情報内容の誤り	情報内容に誤りがある個人情報を利用している相談	0
漏えい・紛失	個人情報が外部に漏れたり、なくなったりという相談	0
委託先の監督	事業者が従業員または委託先に必要かつ適切でない監督を行っていない相談	0
同意のない提供	個人情報をあらかじめ本人の同意を取らないで第三者提供している相談や、共同利用の手続きに不備がある相談	0
オプトアウト違反	オプトアウト（本人の求めにより個人情報の第三者提供を停止すること）に関する相談	0
開示等	開示・訂正・利用停止に関する相談	0
苦情等の窓口対応	事業者の窓口対応に関する相談	0
その他	法律の定義や適用に関する相談	1

事業分野

区分	件数（件）
医療・福祉	0
金融・信用	0
情報通信	0
その他の事業分野	1
不明	1
合計	2

処理結果

区分	件数（件）	割合（％）
他機関紹介	0	0.0
助言（自主交渉）	1	50.0
その他情報提供	1	50.0
あっせん解決	0	0.0
あっせん不調	0	0.0
処理不能	0	0.0
処理不要	0	0.0
その他（継続中 等）	0	0.0
合計	2	100

2 相談体制の充実・機能強化

(1) スキルアップ等研修

相談対応能力の向上を図るため、県及び市町村センターの相談員等を対象に、スキルアップ等研修会を4回実施した。研修会では、消費者問題の専門家による講義のほか、弁護士を招いての少人数による事例検討会を行い、相談業務をより適切に処理するための技術等を習得した。

○スキルアップ事業

月 日	研 修 内 容	参加者数
第1回 6月5日	講義1「サクラサイト被害救済の実務について」 講師：和の森法律事務所 弁護士 瀬戸 和宏 氏 講義2「海外事業者とのインターネット通信販売に係る最新トラブルと解決方法について」 講師：(一社)ECネットワーク 理事 原田 由里 氏	63名
第2回 9月6日	講義 「火災保険の基礎とトラブルについて」 講師：(一社)日本損害保険協会 南関東支部事務局長 横尾 修一 氏	57名
第3回 11月7日	講義1「仮想通貨の仕組みと法制度について」 講師：弁護士法人 片岡総合法律事務所 弁護士 近藤 克樹 氏 講義2「仮想通貨の消費者トラブルと聴き取りポイントについて」 講師：(独)国民生活センター 相談情報部相談第2課 小池 輝明 氏	63名
第4回 2月6日	講義1「民法（債権法）改正の概要について」 講師：県弁護士会消費者問題対策委員会 委員長 中本 義信 氏 講義2「国民生活センターADR研修会」 講師：(独)国民生活センター紛争解決委員会事務局 主査 丹羽 弘樹 氏，非常勤職員 佐藤 圭子 氏	59名

○レベルアップ事業

月 日	研 修 内 容	参加者数
第1回 9月6日	事例検討 議題「競馬の情報商材について」 (アドバイザー：弁護士5名)	38名

(2) 市町村消費生活相談員への支援

市町村消費生活センターからの照会、質問に応じるため、センター内に市町村消費生活相談支援員3名（相談員経験者）を配置し、以下の支援を行った。

① 経由相談

市町村の相談員が処理困難な案件に対して、電話などで問題解決につながるアドバイス等を行った。（1，154件）

② 巡回支援

県内全ての市町村に設置された消費相談窓口を巡回訪問し、相談案件に対する技術支援を行うことにより、相談実務の向上を図った。（39市町村延べ39回）

巡回回数	市 町 村 名
1	水戸市，日立市，土浦市，古河市，石岡市，龍ヶ崎市，下妻市，常総市，常陸太田市，高萩市，北茨城市，笠間市，取手市，ひたちなか市，鹿嶋市，潮来市，守谷市，常陸大宮市，那珂市，筑西市，坂東市，稲敷市，かすみがうら市，桜川市，神栖市，行方市，銚田市，つくばみらい市，小美玉市，茨城町，大洗町，城里町，大子町，美浦村，阿見町，河内町，八千代町，五霞町，利根町

③ 新任相談員研修

新任の相談員を対象に、相談を受ける際の基本的な対応方法を学ぶ研修会を実施した。
(前期後期2回、延べ4日間、延べ参加者12名)

	開催日	延べ受講者	内 容
前期	5月20日 21日	4名	1日目：業務概要説明，相談業務基礎，相談実務研修 2日目：相談カード作成（基本の入力ルール編），法律相談
後期	8月19日 20日	8名	1日目：相談実務研修，消費者事故に関する報告について，表示について，消費者教育啓発活動について 2日目：相談カード作成（応用編），商品テストについて，法律相談

④ 地区別研修会

相談員のスキル向上を図るため、県内を5地区に分けて、少人数で事例検討を行う研修会を実施した。各地域で開催することにより、遠方の市町村相談員が参加しやすい研修会となり、また、地域の相談状況等を考慮して行うことができた。（延べ10回、延べ参加者44名）

地区	回数	開催日	延べ参加者	内容
県央	2	7月2日，10月10日	12名	(第1回) 「印象に残った相談対応や他市町村の相談事例発表」 (第2回) 「訪問販売の太陽光発熱工事について」
県北	2	6月25日，10月17日	6名	
鹿行	2	6月18日，10月18日	6名	
県南	2	6月11日，10月24日	12名	
県西	2	6月4日，10月25日	8名	

VI 商品テスト

1 苦情テスト

苦情相談の対象となった商品について、商品テストしたものはありませんでした。

2 実習指導

消費者が商品の選択に際し、商品の品質や表示などが適切かどうかを判断できるよう、簡単な実験を実施した。小学生とその保護者を対象にした、夏休み親子生活教室では、各企業の協力を得て、賢い消費者育成のため、食品の原材料や表示の見方や、LED電球の特徴や仕組みなどを学びながら簡単な実験を行った。（3回、64人）。

夏休み親子生活教室

月日	テーマ・内容	対象者	人数
8/1 午前	・「よい生活習慣！！」 協力企業 水戸ヤクルト販売（株）	県内の小学生 及び保護者	9
8/7 午前	・「楽しいおやつの食べ方」 協力企業 カルビー（株）東日本営業本部	県内の小学生 及び保護者	29
8/7 午後	・「LEDでオリジナルランプをつくろう」 協力企業 パナソニック ライフソリューションズ（株）	県内の小学生 及び保護者	26

3 技術指導

商品のテストは行わないが、電話での問い合わせや来所者に対し、相談員を通じて、テストデータや技術情報等、苦情相談に伴うアドバイスを行った（情報提供 5件）。

（内訳）

方法	電話	来所	その他	計
件数	4	1	—	5

（分類別内訳）

分類	件数	分類	件数
住居品	1	土地・建物・設備	1
保健衛生品	1	教養・娯楽サービス	1
教養娯楽品	1	計	5

Ⅶ 参考資料

茨城県消費生活センター運営要綱

(趣旨)

第1 この要綱は、茨城県消費生活センター（以下「センター」という。）の管理運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(事業)

第2 センターは県民の消費生活の安定及び向上に資するため次の事業を行うものとする。

- (1) 市町村相談窓口支援
- (2) 消費者啓発
- (3) 消費生活相談
- (4) 商品テスト
- (5) その他センターの目的を達成するために必要な事業

(相談受付時間及び休館日)

第3 センターの相談受付時間及び休館日は、次のとおりとする。

- (1) 消費生活に関する相談受付時間は、午前9時から午後5時までとする。ただし、日曜日の相談受付時間は、午前9時から午後4時までとし、電話による相談のみとする。
- (2) 休館日は、次に掲げる日とする。
 - ① 土曜日
 - ② 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
 - ③ 12月29日から翌年の1月3日までの日（②に掲げる日を除く。）

(施設の利用)

第4 センターの長は、一般消費者、消費者団体等からの申込によりセンター施設を利用させることができる。この場合、センターの長は、その利用者に対し利用の条件及び職員の指示に従うよう指示するものとする。

(報告)

第5 センターの長は、事業の実施状況について、毎月生活文化課長に報告するものとする。

(その他)

第6 この要綱に定めるもののほかセンターの管理運営に関し、必要な事項は生活文化課長が定める。

- | | |
|-----|-------------------------|
| 付 則 | この要綱は、昭和44年11月1日から施行する。 |
| 付 則 | この要綱は、昭和51年4月1日から施行する。 |
| 付 則 | この要綱は、昭和56年4月1日から施行する。 |
| 付 則 | この要綱は、昭和61年4月1日から施行する。 |
| 付 則 | この要綱は、平成元年4月23日から施行する。 |
| 付 則 | この要綱は、平成4年7月12日から施行する。 |
| 付 則 | この要綱は、平成5年4月1日から施行する。 |
| 付 則 | この要綱は、平成7年12月1日から施行する。 |
| 付 則 | この要綱は、平成18年4月1日から施行する。 |
| 付 則 | この要綱は、平成19年4月1日から施行する。 |
| 付 則 | この要綱は、平成20年1月1日から施行する。 |
| 付 則 | この要綱は、平成22年4月1日から施行する。 |
| 付 則 | この要綱は、平成26年4月1日から施行する。 |
| 付 則 | この要綱は、平成27年4月1日から施行する。 |
| 付 則 | この要綱は、平成30年4月1日から施行する。 |

いばらき 暮らしのセミナー実施要領

(目的)

第1 消費者を取り巻く環境は、複雑で多様化しており、様々な消費者トラブルが多発している。このような状況を踏まえ、茨城県消費生活センター（以下「センター」という。）が、第2に規定する消費生活に関する知識の普及・啓発を行うことにより、自立した消費者の育成と消費者被害の未然防止を図ることを目的とする。

(対象及び実施方法)

第2 いばらき 暮らしのセミナー（以下「セミナー」という。）の実施は、下記の区分による構成員が概ね20人以上の団体等からの申込みにより、茨城県消費者教育講師登録要項に登録された講師または茨城県消費者教育啓発員（以下「講師等」という。）を派遣する。

- (1) 小学生
- (2) 中学生
- (3) 高校生
- (4) 若者（大学・各種学校等在学生のほか、概ね30歳までの社会人）
- (5) 一般
- (6) 高齢者

2 セミナーの実施区分等は、別表に掲げるとおりとする。

3 原則として、セミナーの開催時間は午前10時から午後5時まで、1回60分以内とする。

(連携)

第3 センターは、地域の特性及び現状等を考慮した、効率的、効果的な普及啓発を行うため、必要に応じて県内の市町村、市町村関係機関及び消費者団体等（以下「市町村等」という。）が企画する消費生活に関するセミナーを、市町村等と連携を図り実施することができる。

(手続き)

第4 セミナーの実施は、次に定める手続きによる。

- (1) 講師等派遣を希望する団体等は、「いばらき 暮らしのセミナー」申込書（様式1号。以下「申込書」という。）を実施希望日の概ね1ヶ月前までに、センター長あて提出する。
- (2) センター長は、提出された申込書の内容がこの要領の定めにも適合すると認めた場合は、派遣する講師等を決定し、「いばらき 暮らしのセミナー」講師派遣決定通知書（様式2号）により申込者あて通知する。
- (3) 第2に規定する登録講師を派遣する場合は、「いばらき 暮らしのセミナー」講師派遣決定通知書（様式3号）により当該講師あて通知する。

(実施報告)

第5 申込者は、実施状況等について「いばらき 暮らしのセミナー」実施報告書（様式4号）を作成し、実施後10日以内にセンター長あて提出しなければならない。

(経費負担)

第6 講師等の謝金及び旅費はセンターが負担する。ただし、会場使用料、資料代等が必要な場合は、原則として、主催者が負担する。

(電子情報処理組織を使用して行う手続きの特例)

第7 第4の規定による申込については、電子情報処理組織（県の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。）と申込をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用して行わせることができる。

2 茨城県知事に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成16年茨城県規則第60号）の規定は、前号により行われた申込について準用する。

(その他)

第8 この要領の実施について必要な事項は、センター長が別に定めることができる。

附 則 この要領は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 この要領は、平成29年3月28日から施行する。

附 則 この要領は、平成30年7月13日から施行する。

【別表】 いばらき 暮らしのセミナー実施区分表

セミナーの主なテーマ	対象別区分					
	小学生	中学生	高校生	若者	一般	高齢者
暮らしと契約の基礎知識 (クレジット契約, 未成年者契約, クーリング・オフ, 名義貸し等)	◎	◎	◎	◎	◎	◎
若者を狙う悪質商法と対処法 (電話勧誘, アポイントメントセールス, キャッチセールス, マルチ商法等)		◎	◎	◎	○	
高齢者を狙う悪質商法と対処法 (SF商法, 訪問販売, 点検商法, ニセ電話詐欺等)					○	◎
消費者トラブルと対処法 (架空請求, 送りつけ商法, SF商法, マルチ商法, 金融トラブル等)				○	◎	○
こどもの携帯・インターネットトラブル注意報 (携帯・スマートフォントラブル, 架空請求, 情報モラル等)	◎	◎	◎		○	
インターネット契約トラブル (架空請求, ネットショッピング, ネットオークショントラブル等)	○	◎	◎	◎	◎	○
多重債務に陥らないために (サラ金の相談事例, 自己破産, 信用情報, 弁護士相談等)			◎	◎	◎	◎
食の安全・安心等について (食品の安全性・表示等)	○	○	○	○	◎	◎

※ 上記項目以外の講座を希望する場合は、担当者にご相談下さい。

茨城県消費生活センター長 殿

申込団体名.....
 代表者名.....
 所在地 〒

 (連絡先) 電話番号.....
 FAX.....
 E-mail.....
 担当者名.....

「いばらき 暮らしのセミナー」申込書

このことについて、下記のとおり申し込みます。

記

1 期 日	年 月 日 () 時 分から 時 分まで
2 開催場所	(1) 住 所 (2) 名 称 (3) 電話番号
3 テーマ	
4 対象者	(例) 5学年児童・保護者, ○○暮らしの会, △△高齢者大学など 人数 (約 名) ※学校の場合は内訳を記入してください。 児童:約 名, 生徒:約 名, 保護者:約 名, 教職員:約 名
5 使用可能な機材	※使用可能な機材に, ○を付けてください。 ・DVD ・プロジェクター ・機材なし ・その他 ()

(申込団体代表者) 殿

茨城県消費生活センター長

「いばらき 暮らしのセミナー」講師派遣決定通知書

このことについて、下記のとおり決定したので通知します。

記

1 期 日	年 月 日 () 時 分から 時 分まで
2 開催場所	(1) 住 所 (2) 名 称 (3) 電話番号
3 派遣講師	講師名 (講師連絡先)
4 テーマ	
5 対象者	人数 (約 名)
6 その他 連絡事項	

年 月 日

茨城県消費者教育講師

殿

茨城県消費生活センター長

「いばらき 暮らしのセミナー」講師派遣決定通知書

このことについて、下記のとおり決定したので通知します。

記

1 期 日	年 月 日 () 時 分から 時 分まで
2 開催場所	(1) 住 所 (2) 名 称 (3) 電話番号
3 テーマ	
4 対象者	人数 (約 名)
5 使用可能な機材	
6 その他連絡事項	(担当者) (連絡先) 電話番号 : FAX : E-mail :

茨城県消費生活センター長 殿

申込団体名.....
 代表者名.....
 所在地 〒

 (連絡先) 電話番号.....
 担当者名.....

「いばらき 暮らしのセミナー」実施報告書

このことについて、下記のとおり実施しましたので報告します。

記

1 実施場所 住 所.....

会場名.....

2 実施日時 年 月 日 () 時 分から 時 分まで

3 講師名講師

4 テーマ.....

5 受講者数名 ※学校の場合は内訳を記入してください。
 (児童：.....名，生徒：.....名，保護者：.....名，教職員：.....名)

6 その他(感想等)

.....

